

■各種支援策の内容は変更となることがあります。

申請先は支援内容によって異なります。詳細は記載の申請窓口までお問い合わせいただくか、ホームページをご参照ください。

令和2年12月XX日時点

融資

売上が減少したので
融資を受けたい

小規模事業者経営改善資金制度融資 (マル経融資)

- ※本融資制度のご利用は、小規模事業者に限ります。
- ・融資額 運転・設備資金合わせて2,000万円
 - ・返済期間 運転資金: 7年以内(据置期間1年以内)
設備資金: 10年以内(据置期間2年以内)
 - ・基準金利 1.21% (R2.12/1現在)

※下記の売上減少条件①にあてはまる事業者は、「新型コロナウイルス対策マル経」に該当し、融資金利の引き下げ等の措置を受けることができます。
①にあてはまらない事業者の方も、②の当所の利子補給制度を受けることができます。

②マル経融資に関わる 利子補給

- ・利子補給(融資後1年間)
運転:
基準利率△0.4%分
(うち当所 0.4%補給)
 - 設備:
基準利率△0.8%分
(うち当所 0.3%補給
上越市0.5%補給)
- ※令和3年3月末日推薦分まで

上越商工会議所
025-525-1185



①新型コロナウイルス 対策マル経 (コロナマル経)

- 利用条件:
最近1ヶ月の売上高または過去6ヶ月の平均売上高が前年もしくは前々年同期比で5%以上減少
- ・基準金利から、借入当初3年間0.9%の引き下げ
 - ・融資額
既存マル経とは別枠で最大1,000万円
 - ・据置期間
運転資金3年以内
設備資金4年以内

特別利子補給制度

対象: 上記「新型コロナウイルス対策マル経融資」の借入を受けた方に対し、さらに下記の条件にあてはまる事業者は追加で利子補給を受けることで当初3年間は実質的に無利子融資となります。

個人	要件なし
法人	借入時前後の1ヶ月または6ヶ月の平均の売上が前年または前々年同期比で15%以上減少している。

補給限度額: 融資限度額のうち4,000万円以下の部分
補給期間: 借入後3年目まで
補給方法: 公庫へ返済後、中小企業基盤整備機構より補給

- ・事業再開枠
コロナウイルス感染防止のための費用等が上限50万円まで全額補助される「事業再開枠」を申請することができます。

※事業再開枠のみの申請はできません。
※詳細は上越商工会議所へご相談下さい。

上越商工会議所
025-525-1185



補助金・給付金

売上が
20~50%減少した

売上が50%以上
減少した

上越市 事業者応援給付金 【拡充措置】

- ・ひと月の売上が前年同月比で20%以上50%未満減少している中小企業者
- ・給付額
一事業者あたり10万円

上越市 事業者応援給付金

- ・国の持続化給付金を受給した中小企業者
- ・給付額
一事業者あたり20万円

- ・手続き方法: 郵送による手続き
- ・申請期限: **R3.2/26まで**

※給付は一事業者につき1回まで
(既受給者の再受給は不可)

上越市産業政策課
025-526-5111
(内線:1727,1270,1211)



設備投資

販路開拓のため、
新たな取り組みを行いたい

小規模事業者持続化補助金 (一般型)

第4回受付締切 **R3.2/5**
当日消印有効

- ・補助対象者
販路開拓のための新たな取り組みを行う小規模事業者※

※小規模事業者の定義	
主たる事業として営む業種	常用従業員数
卸売業、小売業、飲食業、サービス業 (宿泊業、娯楽業を除く)	5人以下
サービス業のうち宿泊業、娯楽業	20人以下
医療業、製造業、建設業、運輸業、 その他の業種	20人以下
企業組合、協業組合	20人以下

- ・対象となる取組みの例
①機械装置等費 ⑧借料
②広報費 ⑨専門家謝金
③展示会等出店費 ⑩専門家旅費
④旅費 ⑪設備処分費
⑤開発費 ⑫委託費
⑥資料購入費 ⑬外注費
⑦雑役務費

※補助対象経費は条件や制約があります。
詳細は上越商工会議所へご相談下さい。

- ・補助上限額 **50万円**
- ・補助率 **2/3**

助成金

自社の従業員を
休ませた

期限延長

雇用調整助成金

- ・適用日
申請済み事業者も
4/1まで遡れる
※再手続き不要
- ・1人1日8,330円から、
15,000円に引き上げ
- ・助成率 (中小企業)
10/10に引き上げ
※解雇をしない場合
- ・申請期限
令和3年2月末日まで延長

ハローワーク上越
025-523-6121
部門コード31#



期限延長

上越市 雇用調整助成金 申請費補助金

- ・雇用調整助成金の申請にあたり
社会保険労務士等へ委託する
委託費用の補助

- ・上限額
一事業者あたり10万円

- ・手続き方法
郵送による手続き

- ・申請期限
R3.3/15まで延長

上越市産業政策課
025-526-5111
(内1266)

